平成２３年（フ）第１０３１５号
神奈川県海老名市上今泉２丁目６―18
破産者　大矢　　操
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４２５号
東京都東大和市向原２丁目１番地の10　ウェルシーガーデン303
破産者　池上　惠次
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４７５号
東京都練馬区関町南２丁目２―４―401
破産者　土橋　博美
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７７７号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目27―３―504
破産者　市川　雅彦
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８２２号
東京都豊島区南長崎３丁目９番23号
破産者　有限会社中村建設工業
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６８４号
札幌市東区北丘珠１条２丁目589番地８
破産者　本夛　正紀
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４号
東京都豊島区駒込６丁目10番２号　田村コーポ302号、前住所福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字曽原山1095番地の60
破産者　早乙女晴喜
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
東京都豊島区駒込６丁目10番２号　田村コーポ302号、前住所福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字曽原山1095番地の60
破産者　早乙女妙子
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第９９３３号
大阪府摂津市庄屋２―３―18―302、開始決定時の住所大阪府摂津市鳥飼新町２丁目25番２号
破産者　佐々木哲也
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３８号
大阪府枚方市堂山３丁目12番７号
破産者　鎌田日出雄
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１３６号
奈良市大宮町４―301―１　メゾンニュー大宮301、住民票上の住所大阪府羽曳野市島泉３丁目２番４号
破産者　金谷　基良
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９７４号
大阪府吹田市山手町３丁目15番Ｂ―702号
破産者　飯島　克久
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０８４号
大阪市平野区長吉川辺１―１―15　アレフ長吉702号、開始決定時の住所大阪市大正区三軒家西２丁目16番11号
破産者　岡　　晶浩
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１１１号
大阪市平野区長吉長原２丁目14番６―206号
破産者　シンククラフトこと　宮脇　正行
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９２号
堺市北区百舌鳥梅町３丁15番地13　増田ハイム104号
破産者　志鹿　榮子
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６９８号
堺市中区深井清水町1774、住民票上の住所大阪府和泉市福瀬町927番地
破産者　下出　益子
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８３８号
堺市西区鳳西町２丁27番地22、前住所堺市西区鳳西町２丁27番地23
破産者　米田　二郎
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係